

#### 4 1 類鼻疽

##### (1) 定義

類鼻疽菌 (*Burkholderia pseudomallei*) による感染症である。

##### (2) 臨床的特徴

主な感染経路は土壌や地上水との接触感染であるが、粉塵の吸入や飲水などによることもある。潜伏期間は通常 3~21 日であるが、年余にわたることもある。皮膚病変としてはリンパ節炎をともなう小結節を形成し、発熱を伴うこともある。呼吸器系病変としては気管支炎、肺炎を発症するが、通常は高熱を伴い、胸痛を生じ、乾性咳嗽、あるいは正常喀痰の湿性咳嗽がみられる。HIV 感染症、腎不全、糖尿病などの基礎疾患を有する場合には、敗血症性ショックを生じることがある。慢性感染では関節、肺、腹部臓器、リンパ節、骨などに膿瘍を形成する。

##### (3) 届出基準

###### ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から類鼻疽が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、類鼻疽患者と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

###### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2) の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、類鼻疽の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

###### ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、類鼻疽が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、類鼻疽により死亡したと判断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

###### エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、類鼻疽により死亡したと疑われる場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

| 検査方法               | 検査材料        |
|--------------------|-------------|
| 分離・同定による病原体の検出     | 喀痰・咽頭拭い液・膿・ |
| PCR 法による病原体の遺伝子の検出 | 皮膚病変組織・血液   |

類 鼻 疽 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称 \_\_\_\_\_

上記病院・診療所の所在地(※) \_\_\_\_\_

電話番号(※) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

|   |                               |        |                 |         |  |
|---|-------------------------------|--------|-----------------|---------|--|
| 1 診断（検案）した者（死体）の種類                          |                               |        |                 |         |  |
| ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体 |                               |        |                 |         |  |
| 2 当該者氏名                                     | 3 性別                          | 4 生年月日 | 5 診断時の年齢(0歳は月齢) | 6 当該者職業 |  |
|   | 男・女                           | 年 月 日  | 歳 ( か月)         |         |  |
| 7 当該者住所                                     |                               |        |                 |         |  |
| 電話 ( ) -                                    |                               |        |                 |         |  |
| 8 当該者所在地                                    |                               |        |                 |         |  |
| 電話 ( ) -                                    |                               |        |                 |         |  |
| 9 保護者氏名                                     | 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) |        |                 |         |  |
|   | 電話 ( ) -                      |        |                 |         |  |

|    |  |          |   |
|----|--|----------|---|
| 11 | ・発熱<br>・敗血症<br>・肺炎<br>・筋肉膿瘍<br>・リンパ節膿瘍<br>・その他 ( )<br>・なし  | 18       | 感染原因・感染経路・感染地域<br>①感染原因・感染経路 ( 確定・推定 )<br>1 水系感染 (水の種類・状況 : )<br>2 創傷感染 (創傷の部位・状況 : )<br>3 塵埃感染 (吸入物の種類・状況 : )<br>4 その他 ( )<br>②感染地域 ( 確定 ・ 推定 )<br>1 日本国内 ( 都道府県 市区町村)<br>2 国外 ( 国 )<br>詳細地域 ( ) |
| 12 | ・分離・同定による病原体の検出<br>検体：喀痰・咽頭拭い液・膿・皮膚病変組織・血液・その他 ( )<br>・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出<br>検体：喀痰・咽頭拭い液・膿・皮膚病変組織・血液・その他 ( )<br>・その他の方法 ( )<br>検体 ( )<br>結果 ( ) |          |   |
| 13 | 初診年月日  | 令和 年 月 日 |   |
| 14 | 診断（検案(※)）年月日   | 令和 年 月 日 |   |
| 15 | 感染したと推定される年月日  | 令和 年 月 日 |   |
| 16 | 発病年月日 (*)  | 令和 年 月 日 |   |
| 17 | 死亡年月日 (※)  | 令和 年 月 日 |   |
|    | 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項  |          |   |

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17 欄は年齢、年月日を記入すること。

(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください